

平成13年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 「中山間地域等直接支払制度に関する意向調査結果」の概要

本調査は、中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に進められるよう、平成12年度から実施している「中山間地域等直接支払制度」に対する参加農家の認識や評価等の意向を把握し、今後の本制度の円滑な推進等の基礎資料とすることを目的として、平成13年6月～7月に、本制度に参加している農業者の中から3,000名を対象に郵送により実施し、回答のあった2,708名の結果を取りまとめた。

結果の概要

- 1 本制度に参加した理由（複数回答）は、「農業生産活動が継続できるから」及び「共同活動の復活や増加により集落のまとまりが良くなるから」がそれぞれ5割程度、「集落に農業の担い手の育成・確保ができるから」が2割となっている。（図1参照）
- 2 農業生産活動等に集落や集団で取り組む仕組みについては、「集落内で助け合っていく仕組みは基本的に妥当」が7割を超えている。
- 3 対象農用地の基準については、「現在の対象農用地の基準はおおむね妥当」が5割程度と最も高く、次いで、「集落の農用地ができるだけ幅広く対象となるようにすべき」が4割程度となっている。（図2参照）

図1 中山間地域等直接支払制度への参加理由（複数回答（該当するものすべて））

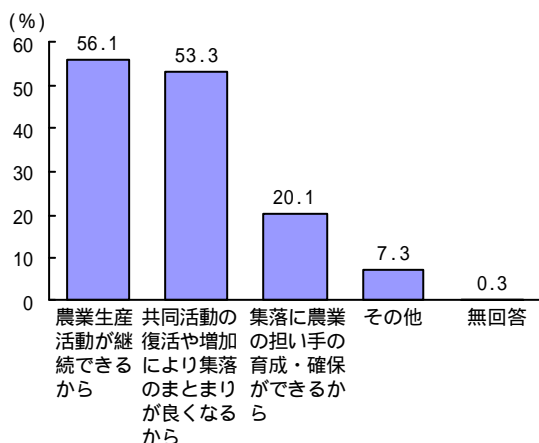
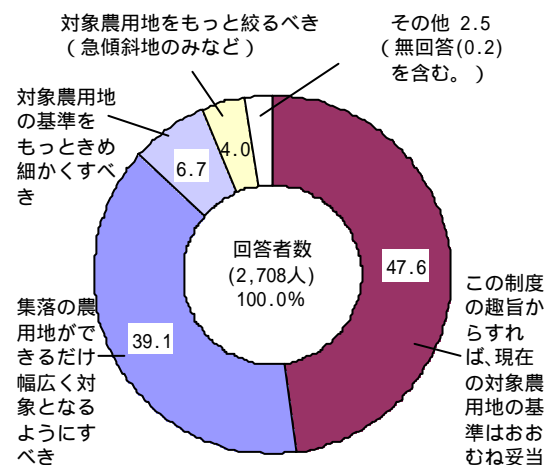


図2 対象農用地の基準



問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 構造統計課
 地域・環境情報室 地域情報班 担当：田中(直)、池田
 電話 代表：03-3502-8111 内線2684、2685
 直通：03-3502-9427

4 集落協定の締結期間については、「5年間という期間はおおむね妥当」が5割と最も高く、次いで、「もっと長期間（6年間以上）でもよい」が3割、「5年間という期間は長い」が1割程度となっている。（図3参照）

5 集落協定の活動内容については、「現行制度の活動内容はおおむね妥当」が5割と最も高く、「農業生産活動に重点を置くべき」及び「耕作の継続のみに単純化すべき」を合わせると4割、「多面的機能を増進する活動に重点を置くべき」が1割程度となっている。（図4参照）

図3 集落協定の締結期間

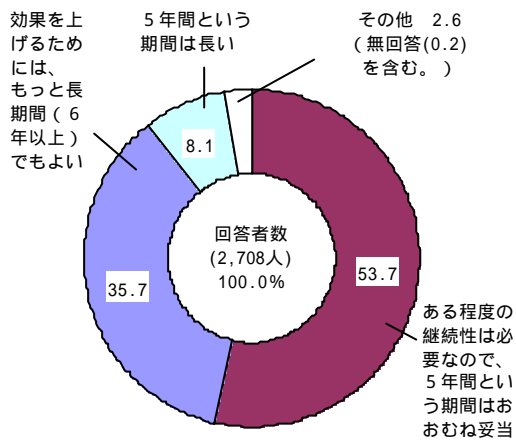
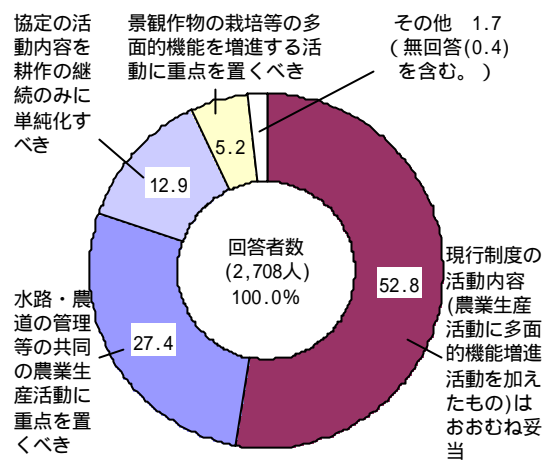


図4 集落協定の活動内容



6 交付金の配分割合については、「農家・集落への配分をそれぞれ2分の1程度とするのが妥当」が5割程度と最も高くなっており、「個々の農家への配分を多くすべき」及び「個々の農家のみに配分すべき」を合わせると4割程度となっている。（図5参照）

7 本制度の継続に対する今後の意向は、「協定に基づく活動が始まって間もないので何ともいえない」が3割となっているものの、「集落全体として農業生産活動の維持が可能となるまで続けてほしい」が6割程度と最も高くなってきている。（図6参照）

図5 交付金の配分割合

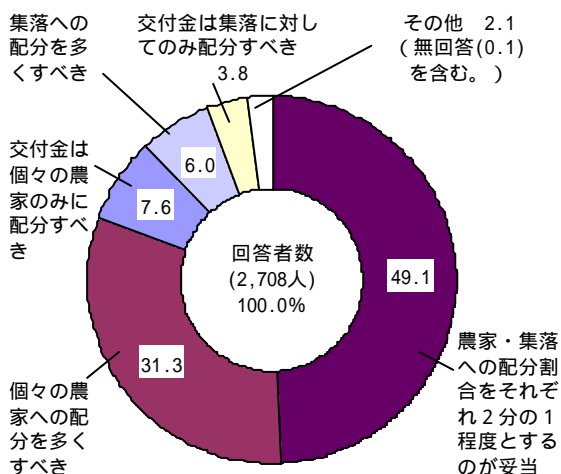


図6 本制度の継続に対する今後の意向

